

会 議 録

会議の名称		第 6 0 回 川越市都市景観審議会			
開催日時		令和 6 年 1 月 1 9 日（金） 1 4 時 0 0 分 開会 ・ 1 6 時 0 0 分 閉会			
開催場所		川越市役所本庁舎 4 階 4 A 会議室			
議長(会長) 氏 名		倉田 直道			
出席委員 氏名(人数)		副会長 日色 真帆 委員 野原 英一 委員 町田 明美 委員 和田 文夫 委員 植木 守泰 委員 近田 玲子 委員 篠崎 幸恵 委員 馬場 常晃 委員 楠 尚人 委員 正木 一弘 以上 1 1 名（議長含む）			
欠席委員 氏名(人数)		委員 後藤 治 委員 飯沼 哲夫 委員 神山 藍 以上 3 名			
事務局職員 職 氏 名		都市景観課 課 長 粕谷 勝 副課長 池田 麗子 主 査 平林 直 主 査 花見 雅美 主事補 鈴木 朋子 以上 5 名			
会 議 次 第	1	開会			
	2	挨拶			
	3	報告事項 ・川越市屋外広告物条例一部改正の検討状況について ・令和 5 年度都市景観事務について ・令和 5 年度屋外広告物事務について			
	5	その他			
	6	閉会			
配布資料		別添資料参照			

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1 開会
事務局	2 挨拶
	◆ 審議会の成立について 委員総数14名中、11名が出席しており、過半数の出席があるため、川越市都市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告。 ◆ 会議の公開・非公開について 審議の結果、内容に個人情報が含まれる事項を除き、公開とすることが決定された。
	3 報告事項
	・川越市屋外広告物条例一部改正の検討状況について →資料に基づき説明を行った。 (以下質疑応答、意見等)
事務局	川越市屋外広告物条例施行規則や屋外広告物ガイドラインの検討にあたって参考となる事例の収集に苦慮している。倉田先生に、エリアマネジメント広告の取り組み事例を伺いたい。
倉田委員	都内のいくつかの地区では、エリアマネジメント組織が活動財源を確保するための手段として、エリアマネジメント広告を積極的に活用している。都内の場合は、東京都屋外広告物条例と審議会があり、エリアマネジメント広告の掲出についてコントロール出来ている。 禁止地域にエリアマネジメント広告の掲出を可能とする場合、エリアマネジメント組織が責任を持つことができるエリアに禁止地域を限定していることが多い。その上で、それぞれのエリアマネジメント組織の中にいわゆる自主審査組織を作り、ルールを作ったうえで審査を行っている。街の魅力向上に資するデザインとは何かという部分について

	も、自主審査組織において、審議、評価される。 私は都内のエリアマネジメント組織のガイドラインの作成や自主審査に関わっているが、広告物の規模、デザイン、設置する場所など厳しい基準を設けている。 エリアマネジメント組織自体がしっかりしているところは、エリアマネジメント広告もかなりコントロールされたものが出てくる印象がある。 エリアマネジメント広告では、デジタルサイネージ広告が課題の一つだと思う。例えば、渋谷駅周辺は、積極的にエリアマネジメント広告を活用しており、それらが効果的な財源確保の手段となっている。しかし、既存のデジタルサイネージ広告の上に複数のデジタルサイネージ広告が掲出されている等、一度に多くの情報を受け取ることで、不快に感じる人もいるのではないかと思う。また、エリアマネジメント広告の内容についても課題があると思う。デジタルサイネージ広告に営利目的の広告がたくさん流れてしまうと、見ている人に威圧感を与えてしまう可能性がある。したがって、広告の内容についても基準を示すようなガイドラインを作成し審査する仕組みがあれば、大きな問題は起こらないように思う。そのためにも広告物の内容も含めて議論したうえで、ガイドラインを作成し、個別に審査できるような制度を作った方が良いと思う。
近田委員	川越市は、近代的な都市である駅周辺のエリアと歴史的建造物が多く存在する蔵の街周辺のエリアが存在しているが、デジタルサイネージ広告が蔵の街周辺のエリアに合うかどうかという問題は、全体として議論する必要がある。個人的には、歴史的建造物が数多く残るエリアにデジタルサイネージ広告を付けることは、デメリットの方が大きいと感じる。また、渋谷の場合は、デジタルサイネージに加えて音声での広告も行っている。川越駅周辺でデジタルサイネージ広告を許可とした場合、ガイドラインに音声についての基準も加える必要があると思う。
倉田委員	デジタルサイネージ広告は初期投資費用が嵩むが、簡単に広告内容を変更できるというメリットが大きい。今後はさらにデジタル化が進み、既存の屋外広告物もデジタルサイ

篠崎委員	ネーじ広告へ移行していくのではないかと思います。 また、最近はデジタルサイネージ動画広告が増えているが、車の事故に繋がる危険性が指摘されている。文字数、映像の速度、情報量等をコントロールしないと、運転者の注意力を低下させてしまう恐れがある。したがって、広告の内容だけでなく、表現の方法についても事前にガイドラインを作成する必要がある。 エリアマネジメント広告を掲出している他のエリアと比較しても、川越は特殊な場所で、駅前から一番街までの道が現代から江戸期までを感じるような景観になっている。その中で、エリアによっては広告を掲出することで各時代の雰囲気が損なわれる可能性があると思う。現在、川越には良い看板がたくさんあるので、川越ならではの厳しい基準を作成したうえでお手本になるような看板が増えれば良いと思う。デジタルサイネージ広告については、蔵の街周辺にはふさわしくないと思う。蔵の街周辺で大切なのは素材感であるが、看板を掲出する際にその時代に合った素材を考えるのは難しいと思う。エリアマネジメント広告については、経済的な視点で考えると効果的な側面もあり悩ましいが、川越の本当の価値ということ考えると心配のほうが多い。
野原委員	川越に生まれ育った人間として、川越を守るだけでなく活用していくためにはどうすればよいかを常々気にしている。国の条例ガイドラインに合わせて、川越市屋外広告物条例を一部改正するのは良いことだと思うが、今まで努力してきた景観行政が無駄になるような条例改正内容ではないと思う。例えば、魅力向上に資するデザインというのが、具体的にどのようなものを指すのかという判断はとても難しいと思う。先ほど会長が仰ったエリアマネジメント広告の自主審査組織等は良い例だと思ったが、川越においてはまだ難しいと感じた。この辺りの問題について、市がどのように考えているのか興味がある。 また、条例改正はいつの議会に上程するのか。

事務局	まず、議会の上程時期についてですが、十分な検討期間を設けたいと考えているので、令和6年度中の議会上程を目指している。条文の案は検討している最中だが、具体的な手続きまで踏んでいる段階ではない。
倉田委員	追加の情報ですが、現在の傾向としては、エリアマネジメント広告＝デジタルサイネージ広告という話をさせていただいたが、様々な地域の動向を見ていると、行政もデジタルサイネージの掲出をバックアップする動きがある。一つの理由として、デジタルサイネージは災害時の案内に使えるということである。
事務局	場所、規模、種類については条例に沿って制限していくことになるが、基準に関しては段階を経て決めていくべきと理解した。したがって、規則の内容については、委員の皆様にご意見をいただき、表示内容とデザインについては、許可基準内でガイドラインを設けて制限を行うのが望ましいと考えている。ガイドラインの作成及び規則の改正に関しては、委員の皆様のお力を借りながら進めていきたい。また、どのような組織と連携して審査を進めていくのかについては、すでにエリア内に自主審査組織が存在している伝健地区、クレアモール・八幡通り・中央通り都市景観協議会、菓子屋横丁街並み委員会などがあり、そのような組織と連携していく必要があると考えている。現在、市はオブザーバーとして関わっているが、今後は、エリアマネジメントに取り組もうとする地域の皆様と一緒に屋外広告物について協議できる体制を整えていく必要がある。
近田委員	光らない広告と、光を内蔵している広告とでは大きく違う。伝健地区では光る広告を許すのか許さないのかは議論をする必要があると思う。
事務局	昨年、一番街商店街のごみ問題解決への提案として、民間企業からデジタルサイネージ付のごみ箱を公共施設内に設置したいと相談があったがお断りした。また、最近まつり会館に市がデジタルサイネージを掲出しようとして大変お叱りを受けた事例もある。このように、伝健地区ではデジ

	タルサイネージ広告はふさわしくないというのが、地元の方々との共通認識である。 光を使用した屋外広告物としては、外照式の照らし上げるようなものや、文字の裏にほんのり灯りを灯すようなものを推奨している。 伝建地区は、商店、個人の住宅は関係なく、看板1つとっても協議、審査いただいております、条例改正後も変わらず運用していくことを考えている。
楠委員	デジタルサイネージは広告物扱いなのか。
事務局	屋外広告物条例の中では、屋外に意図を持って掲出するのは広告物扱いとなる。
楠委員	現在、伝建地区にはネオンのある屋外広告物はあるのか。
事務局	基本的には自然素材のものを推奨しているが、古くから使われてきている素材ということで採用、掲出された例がある（現在は店舗自体なくなっている）。
正木委員	自動販売機に取り付けているLEDの表示や、看板のような表示は、屋外広告物として取り扱っているか。
事務局	自動販売機の表示は、難しい問題である。自動販売機を設置する際に屋外広告物の許可申請を求めているが、広告板として自動販売機を利用したいという場合には許可申請を求めた事例がある。蔵造りの町並みや川越十カ町地区のようなエリアについては、自動販売機のデザインについて、町並みに調和するデザインにするという基準を設けている。
倉田委員	今日は結論を出す場ではない。事務局は委員からの意見を参考にいただき、条例改正後は、屋外広告物条例第46条に規定される、本審議会の所掌範囲について審議していくことになろうかと思う。

	・令和５年度都市景観事務について →資料に基づき説明を行った。
野原委員	(以下質疑応答、意見等) 現在、埼玉県が新琵琶橋の架け替え工事を行っているが、事前に埼玉県と協議をしたのか。
事務局	橋については、景観の届出対象ではないため、埼玉県と協議をしていない。
野原委員	川越の東の大きな入り口でもあるので、都市計画課も含めて、助言指導等をしていただければと思う。
正木委員	歴史的風致維持向上計画の修景事業の対象になるためには、どのような基準があるのか。
事務局	修景事業につきましては、歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内で都市景観形成地域に指定されている場所という基準がある。また、ガイドラインを作成し、歴史的な様式で良好な景観のデザインのものについて、補助の対象としている。 ・令和５年度屋外広告物事務について →資料に基づき説明を行った。 ４ その他 ・旧川越織物市場の今後のスケジュールについて ・都市景観審議会の令和６年度のスケジュールについて →事務局より説明を行った。 ５ 閉会 以上